

FX 取引口座開設申込受付基準

当社では、次に掲げるお申し込みに必要な条件を全て満たすお客さまに限り、FX 取引口座開設のお申し込みを受け付けております。当社において口座開設審査を行います。審査の結果によっては口座開設のご希望に添いかねることもありますのであらかじめご了承ください。

※当社における審査の結果、お客さまの口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

<個人のお客さまの場合>

- (1) 当社に円普通預金口座を開設していること
- (2) 日本国内にお住まいの満 20 歳以上 75 歳未満の個人であること
- (3) 10 万円以上の金融資産をお持ちであり、余裕資金で取引を行うこと
- (4) ご自身の判断と責任により取引を行うことができること
- (5) 本取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること
- (6) ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること
- (7) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容を理解できること、及び日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと
- (8) 外国為替証拠金取引の仕組み、外国為替証拠金取引のリスク及び当社の外国為替証拠金取引の特徴について理解し、本規程、「外国為替証拠金取引約款」、「外国為替証拠金取引説明書」、及び当社の外国為替証拠金取引ルールの内容に同意・承諾していること
- (9) 前号の各書面が電磁的方法により交付されることに承諾していること
- (10) 「外国為替証拠金取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れていただくこと
- (11) 外国為替証拠金取引に係る「契約締結時交付書面」・「取引残高報告書（兼入出金通知書）」・「損益証明書」が電磁的方法により交付されることに承諾していること
- (12) 適宜インターネットバンキングの「お知らせ」を確認するとともに、緊急時には当社が電話又はメールによる連絡を行う旨を承諾していること、及びお客さまの連絡先電話番号・メールアドレスを正確にご登録いただけること
- (13) 当社からの電子メール、又は電話で連絡をとることができること
- (14) 原則、金融商品取引業者もしくは金融先物取引業者の従業員でないこと
- (15) 提携サービス口座でないこと
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること

<法人のお客さまの場合>

- (1) 当社に円普通預金口座を開設していること
- (2) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること
- (3) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること
- (5) 取引責任者の判断と責任によりインターネットを通じて取引・確認・管理を行えること
- (6) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容を理解できること、及び日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと
- (7) 外国為替証拠金取引の仕組み、外国為替証拠金取引のリスク及び当社の外国為替証拠金取引の特徴について理解し、本規程、「外国為替証拠金取引約款」、「外国為替証拠金取引説明書」、及び当社の外国為替証拠金取引ルールの内容に同意・承諾していること
- (8) 前号の各書面が電磁的方法により交付されることに承諾していること
- (9) 「外国為替証拠金取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れていただくこと
- (10) 外国為替証拠金取引に係る「契約締結時交付書面」・「取引残高報告書（兼入出金通知書）」・「損益証明書」が電磁的方法により交付されることに承諾していること
- (11) 適宜インターネットバンキングの「お知らせ」を確認するとともに、緊急時には当社が電話又はメールによる連絡を行う旨を承諾していること、及びお客さまの連絡先電話番号・メールアドレスを正確にご登録いただけること
- (12) 当社からの電子メール、又は電話で連絡をとることができること
- (13) 原則、金融商品取引業者もしくは金融先物取引業者でないこと
- (14) 提携サービス口座でないこと
- (15) その他当社が定める基準を満たしていること

以 上

(2022年9月11日現在)